

新型インフルエンザワクチン接種に係る意見書

現在、我が国では、新型インフルエンザの感染拡大が継続しており、今後、秋、冬を迎え、季節性インフルエンザを上回る規模での大流行が懸念される場所である。

特に、基礎疾患を持つ方、妊娠されている方、小児等については、罹患した場合の重症化が危惧されており、現在、国において、これらの方への優先接種を中心に、新型インフルエンザワクチン接種の準備が進められている。

しかし、インフルエンザワクチンは、まれにはあるが重篤な副作用が起こることがあり、季節性インフルエンザワクチンと同様の手法で作成される国内製造の新型インフルエンザワクチンについても、同程度のリスクが存在すると考えられる。

また、輸入ワクチンについては、これまで国内での使用経験のないアジュバント(免疫補助剤)が使用されていること、さらに、国内では使用経験のない細胞株を用いた細胞培養による製造法が用いられているものがあることから、ワクチン接種のリスクを国民に正しく周知するとともに、接種に係る補償を充実させる必要があると考えられる。

また、新型インフルエンザ対策は、世界的な大流行に対応した国家的危機管理の問題である。米国においては希望する国民には無料でワクチンを提供する計画であると報じられているが、現在、国が示している負担軽減策は、市町村を事業主体として個別に負担軽減内容を定めるものであることから、市町村における検討に時間を要し、必要な方への接種が遅れることが懸念される。

さらに、市町村毎の負担軽減額が異なると、ワクチン接種を行う医療機関の事務的な負担が増大するため、ワクチン接種事業の受託を敬遠する医療機関が増え、結果としてワクチン接種が遅延する事態にもなりかねない。

そのため、接種が望まれる優先接種対象者すべてに対して、国が全額を負担し、迅速にワクチン接種を行うことが、国家的危機への対応として必要と考える。

よって、国におかれては、接種を希望する者と医療関係者が共に安心して新型インフルエンザワクチンを接種することができるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 ワクチンの接種による副作用により、重篤な健康被害が生じた場合には、国が責任を持って、予防接種法に基づく一類疾病の予防接種と同等の補償を行うこと。
- 2 接種を希望する優先接種対象者のすべてに対し、全額国負担でワクチン接種を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月8日

熊本県議会議長 早川英明

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
厚生労働大臣	長妻昭様